

# 坂浜地区の住所整理 に関する説明会

稲城市 都市建設部  
住所整理・団地再生課



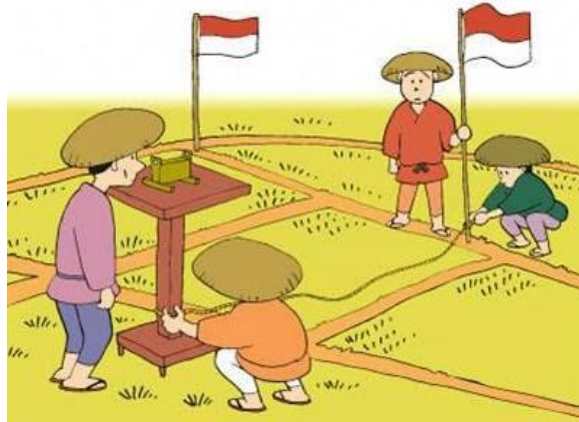
## 次第

- 市あいさつ
- 住所とは
- 住所整理とは
  - 地番整理とは
  - 住居表示とは
- 住所整理のメリット・デメリット
- 坂浜地区の住所の現状
- 稲城小田良土地区画整理事業
- 検討内容と進め方
- 今後のスケジュール
- 本日のまとめ
- 質疑応答

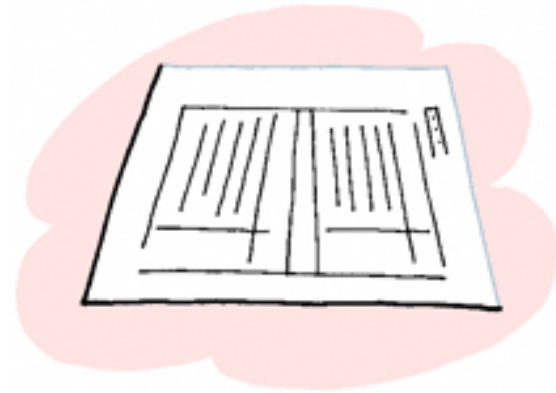
# 住所とは



昔は、定住生活が基本であったため、住所の概念がなかった

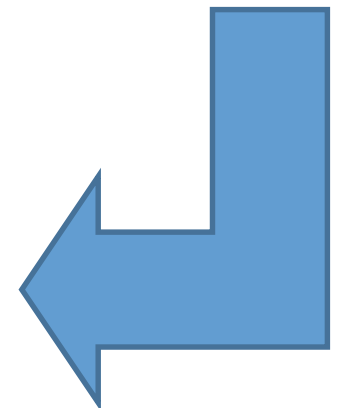


明治時代の地租改正で、土地に地番が付けられた



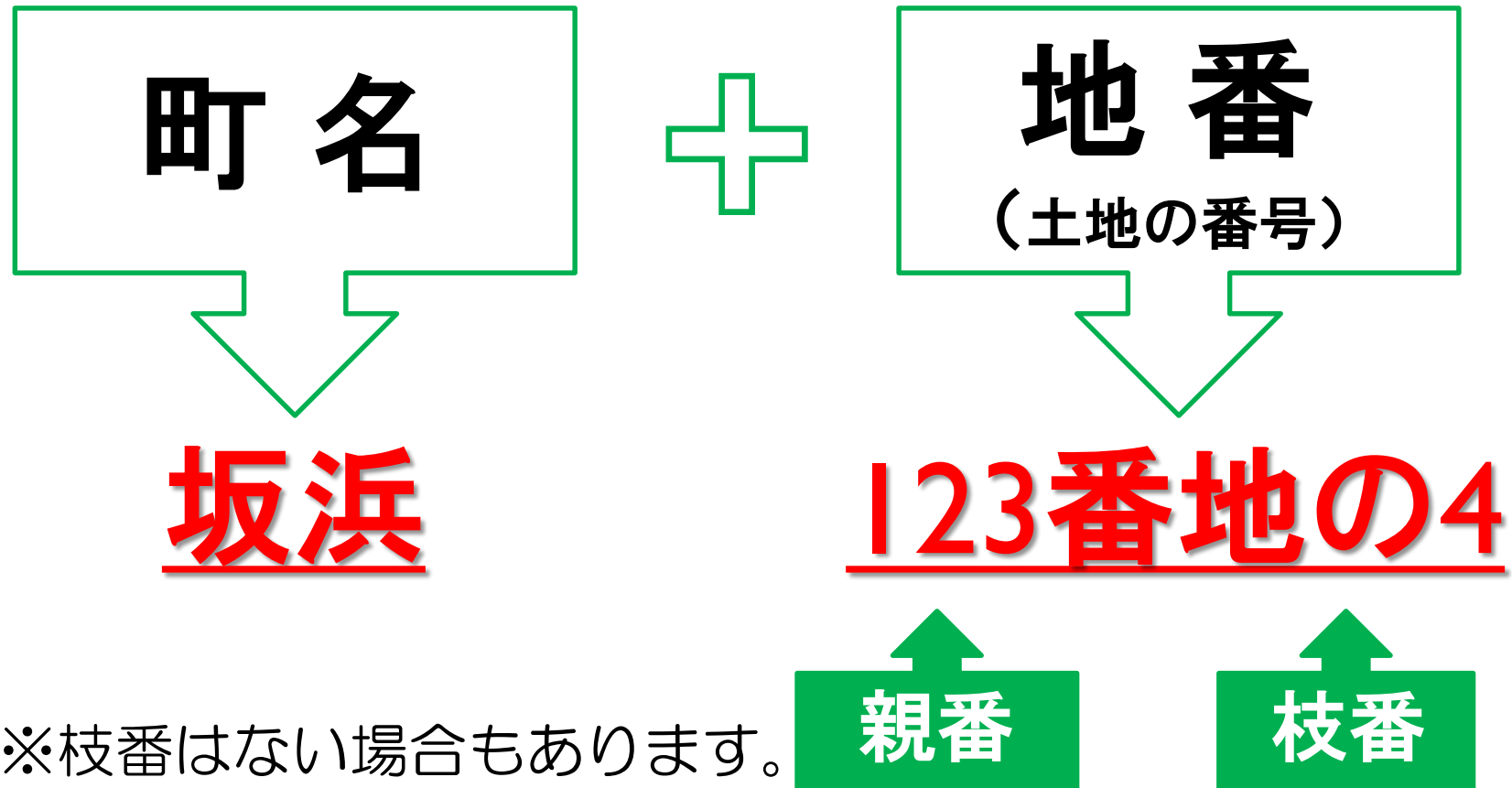
地番を利用して、人の居所を示す戸籍制度ができた

近代になって、人の移動が活発になり、いろいろな所に住むようになったため、昭和27年に戸籍とは別に住民登録制度が生まれ、住所を表すために地番を使用した



# 住所とは

稲城市では土地の番号である地番を用いて住所を表します。

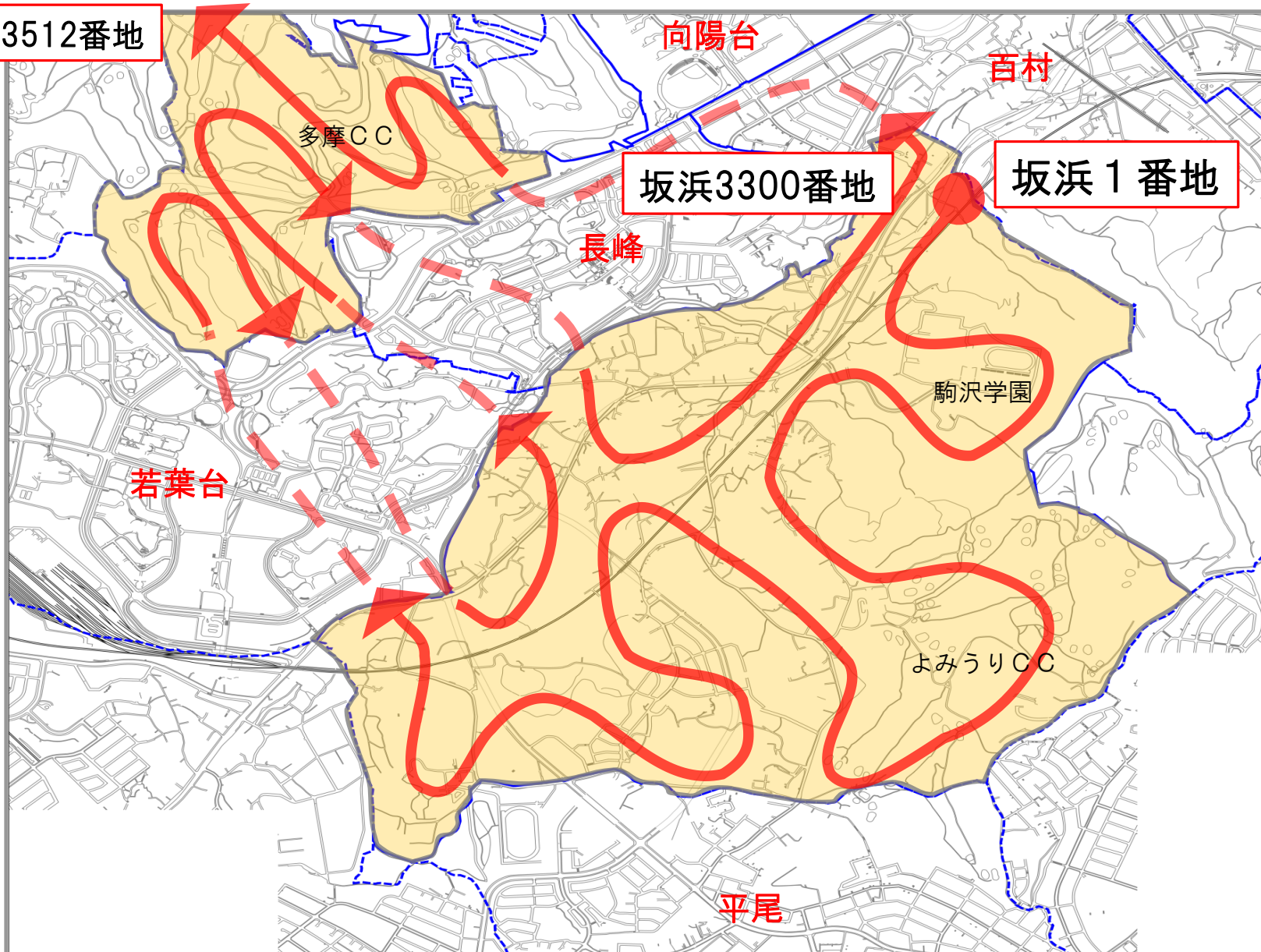


※枝番はない場合もあります。



# 住所とは 坂浜の地番の流れ

坂浜3512番地



向陽台

百村

多摩CC

坂浜3300番地

坂浜1番地

長峰

駒沢学園

若葉台

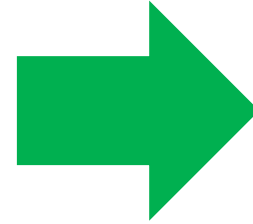
よみうりCC

平尾

# 住所とは 地番の特性

10-3	10-2	10-1
10-4	10-5	

地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も・・・



年数経過により

10-2		10-1
		10-6
10-4	10-5	
10-8		10-7

道路

売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに・・・

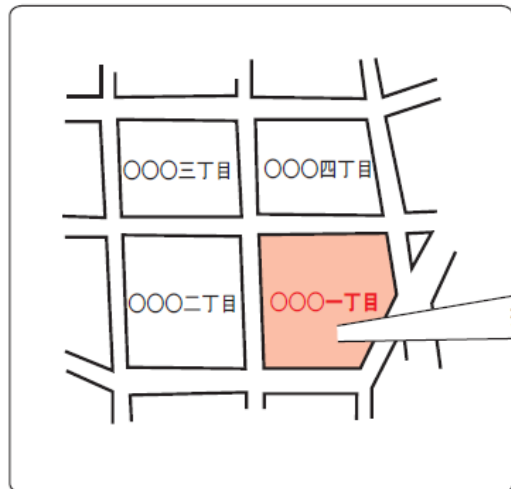
分筆⇒現存する枝番の追い番を付ける  
合筆⇒現存する若い番号に吸収される



# 住所整理とは

新町名

〇〇〇-丁目



↑町の区域をはっきり分かりやすく区切り、〇〇〇×丁目にします。

親地番or街区符号

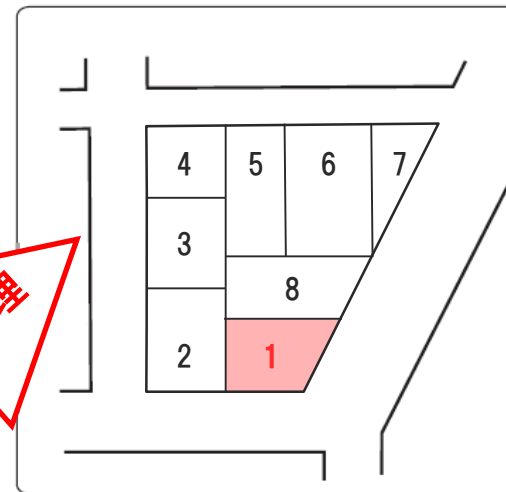
1番地or1番



↑町(〇〇〇×丁目)の中を分割してブロックに分け、順に親地番または街区番号を付けます。

枝番

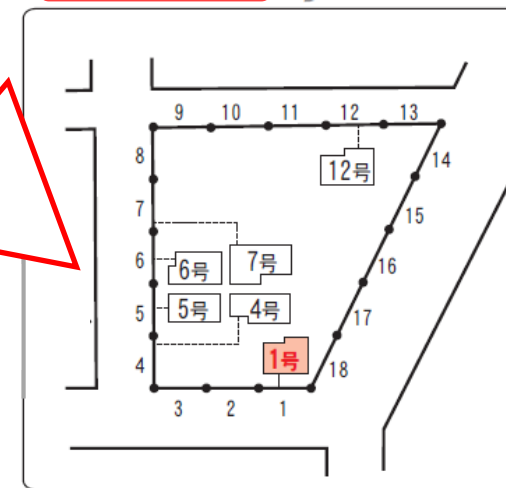
1



↑親地番の中に複数の土地があれば、順に枝番を付けます。

住居番号

1号

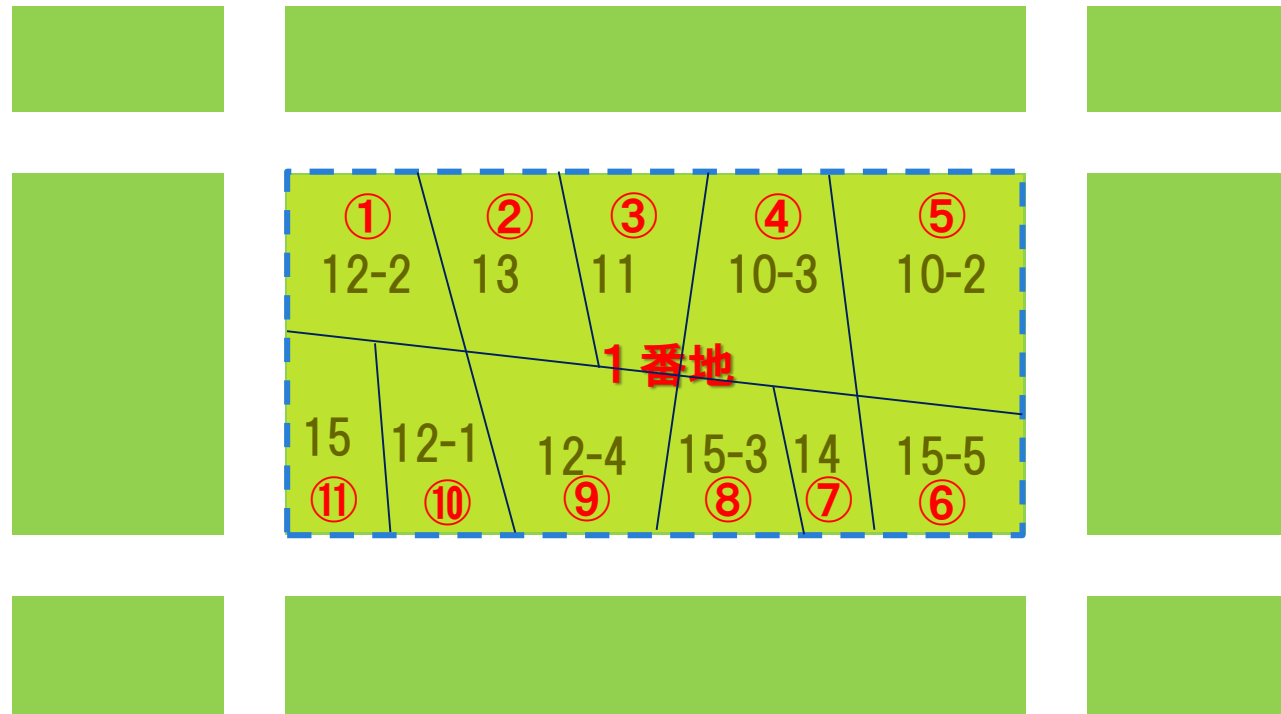


↑街区のまわりに基礎番号を設定し、家の出入口位置によって住居番号を決めます。

地番整理と住居表示の2つの方法がある。



# 地番整理 : 土地の地番を振りなおします



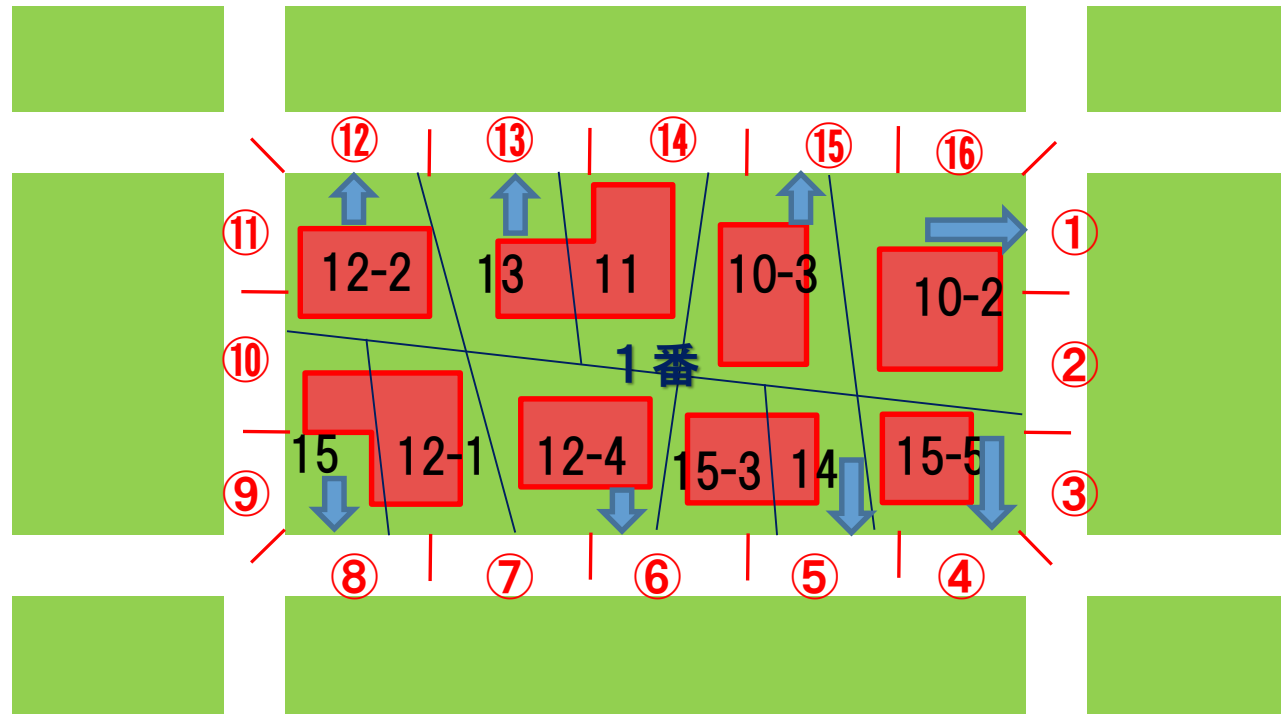
- ①これまでの地番を廃止し、新しい地番を振りなおす。
- ②建物の建っている土地の地番を新しい住所とする。

※赤字が新地番

実施前住所：稲城市坂浜 10番地の2～15番地の5  
実施後住所：稲城市坂浜△丁目1番地の1～11



# 住居表示 : 地番とは別に建物のある場所で番号を付けます。



- ①現状の地番はそのまま残す。
- ②任意の間隔（フロンテージピッチ）で基礎番号を割り当てる。
- ③敷地から外部へ出入りする通路に面する番号が住所となる。

実施前住所：稲城市坂浜 10番地の2～15番地の5  
実施後住所：稲城市坂浜△丁目1番1～11号

# 住所整理のメリット・デメリット

## 【メリット】

パトカーや救急車などの緊急車両の到着が早くなります。



郵便物や宅配便等の誤配・遅配が起こりにくくなります。



訪問される方が目的地を探しやすくなります。



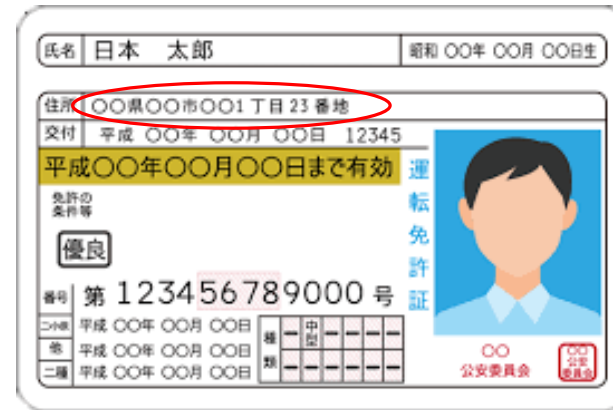
災害時にお住まいの方の安否確認等が容易になります。



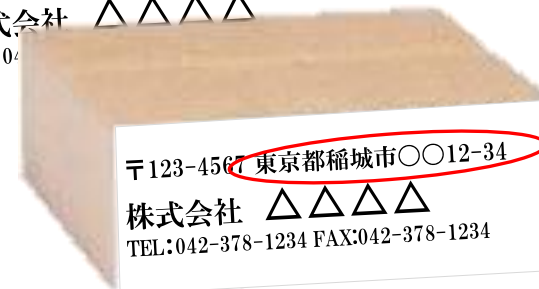
# 住所整理のメリット・デメリット

## 【デメリット】

- ◆住所変更手続きが発生する。
  - ・ 運転免許証
  - ・ 登記簿の所有者住所
  - ・ マイナンバーカード
  - ・ 各種免許、許可、資格など
- ◆事業所等の社名入り封筒や、ハンコの住所変更は自費で対応をお願いします。



〒123-4567 東京都稲城市○○12-34  
株式会社 △△△△  
TEL:042-378-1234





# 坂浜地区の住所の現状

## 坂浜地区の特徴

- ・市内の大字で一番面積が大きい。
- ・多摩ニュータウン事業により2つに分断されている。
- ・隣接している平尾、長峰、若葉台は住所整理が完了している。
- ・稲城小田良土地区画整理事業、三沢川、鶴川街道など、今後整備がされる区域が多くある。

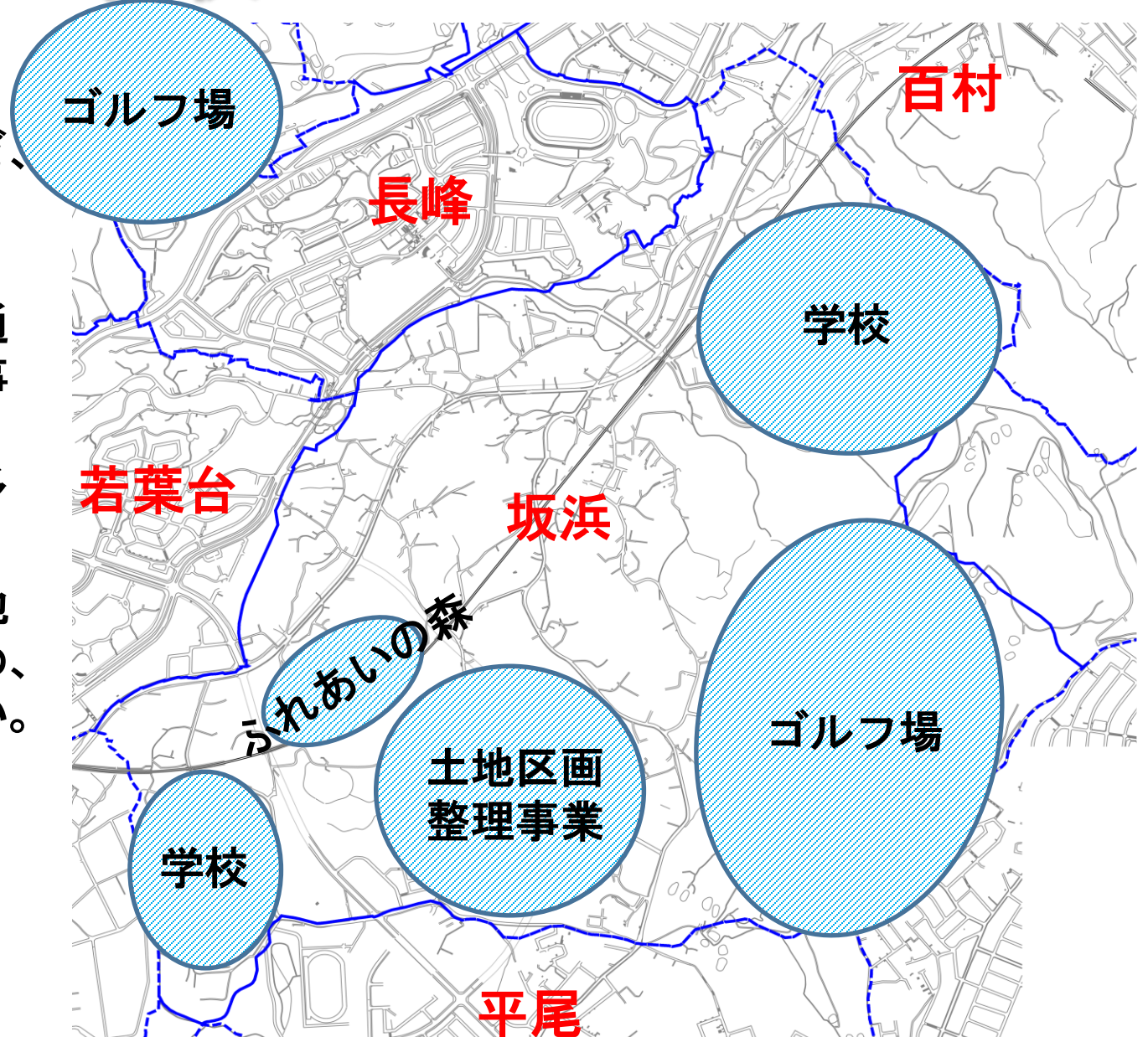


# 坂浜地区の住所の現状

## 坂浜地区の特徴

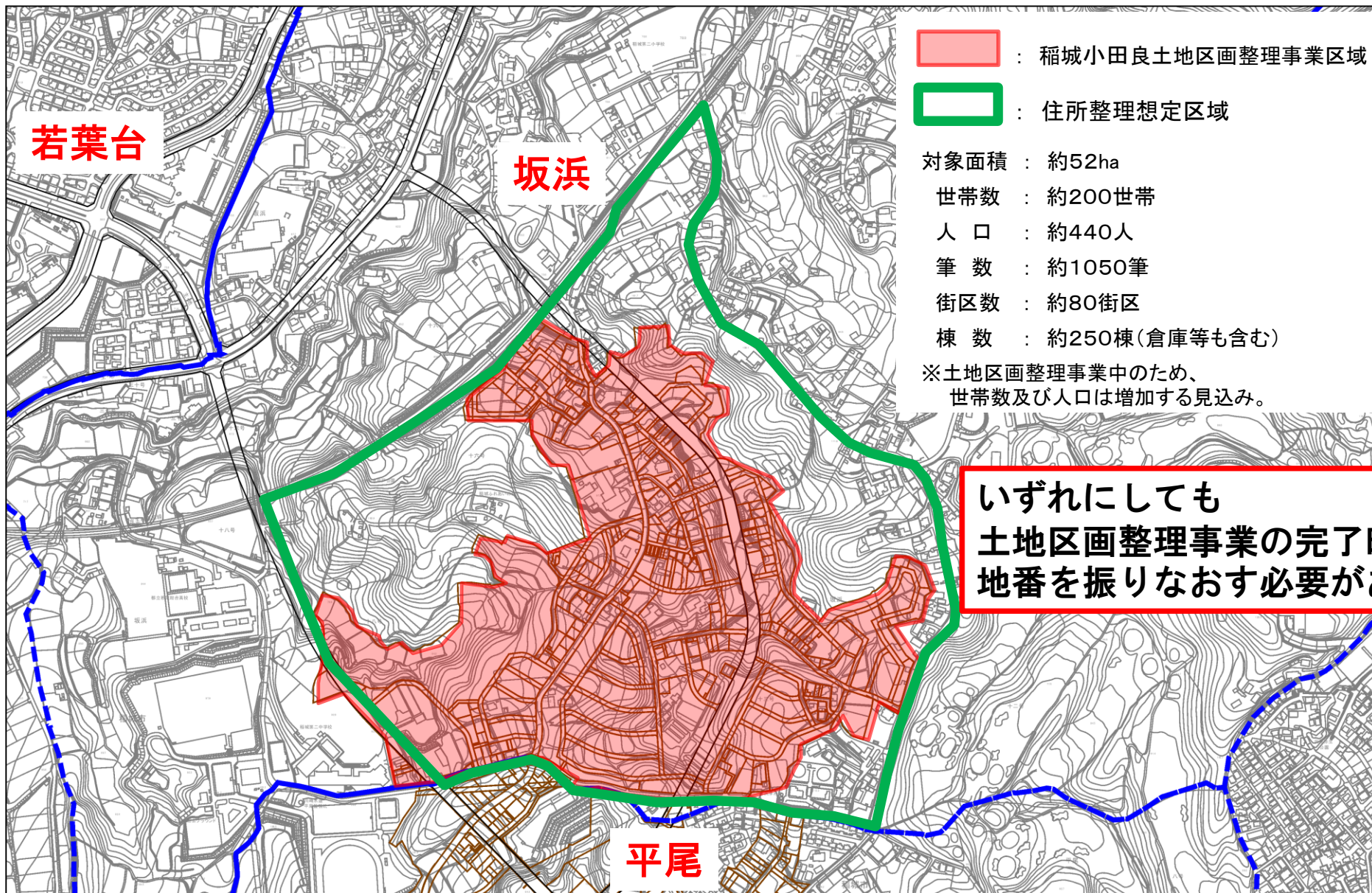
- ・ ゴルフ場や市街化調整区域など、今後開発の余地がない箇所が多くある。
- ・ 既存の道路（鶴川街道、天神通り等）の周辺や、土地区画整理事業区域には住宅が並んでいるが、それ以外の土地は開発の余地が多くある。
- ・ 鶴川街道の拡幅工事や、その他都市計画道路が未完成であるため、地域の骨格が出来上がっていない。

⇒ 住所整理の実施に向いている地区とそうでない地区がある。





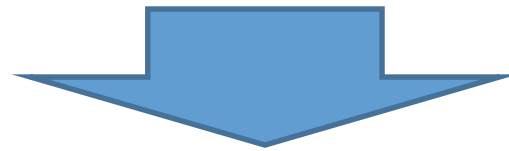
# 稲城小田良土地区画整理事業



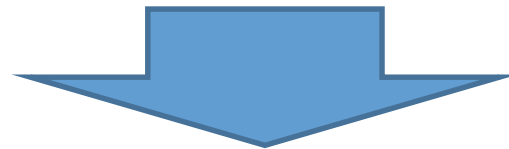


# 稲城小田良土地区画整理事業

稲城小田良土地区画整理事業の完了が令和2年度末を予定されている。  
事業の特性上、完了時に地番を新たに整理する必要がある。



土地区画整理事業の完了と同時に  
土地区画整理事業区域及びその周辺を含む区域を対象に住所整理を検討する。



併せて、坂浜全体における住所整理を検討が必要。

# 検討内容と進め方

## 【地区市民検討会の設立】

自治会役員や地域で活動されている方、事業者、一般公募市民で構成する地区市民検討会を設立します。

### ◇検討内容

- ・ 坂浜全体の町の区域、町名（丁目）
- ・ 今回住所整理を実施する区域
- ・ 住所整理の手法 など

### ◇開催頻度等

2か月に一回程度、平日の夜

### ◇会場

小田良土地区画整理組合事務所

地区市民検討会で決定した方針に基づいて、今後坂浜地区全体の住所整理を実施していきます。



# 検討内容と進め方

事業の進捗状況は「住所整理ニュース」でお知らせします。

## 坂浜地区 住所整理ニュース

第1号 ~2019年5月15日発行~

【住所整理・団地再生課 HP】  
QRコード  
稲城市 都市建設部  
住所整理・団地再生課  
電話:042-378-2111  
(内線 331・324)

### 坂浜のみなさまへ

**現在の住所ってわかりにくくありませんか？**  
市では、わかりにくくなった住所を整理する「住所整理事業」を進めています。  
小田良地区のまちづくりが進んできましたので、併せて坂浜地区全域の住所整理を検討していきたいと考えています。

### 住所整理とは (イメージ図)

町区域の設定  
親地番または街区符号の付番  
町界町名地番整理  
住所表示

1 町の区域をはっきり分かりやすく区切り、〇〇〇×T目にしします。  
1 町(〇〇〇×T目)の中で分かれたブロックごとに、順序良く番号を付けます。  
1 親地番の中に複数の土地があれば、順に枝番を付けます。  
1 街区のまわりに基礎番号を設定し、家の出入口位置によって住所番号を決めます。

### 住民説明会を開催します

事業の概要や進め方、住所変更の影響などについて、説明会を開催します。お忙しい中恐れ入りますが、ぜひいずれかの説明会にご出席ください。

◀日時・会場▶

- ◆5月30日(木)午後7時から  
稲城小田良土地区画整理組合事務所 (坂浜 1196-2)
- ◆5月31日(金)午後7時から  
稲城老人会館 (坂浜 2966-2)
- ◆6月1日(土)午前10時から  
稲城第二小学校 体育館 (坂浜 590)

※各回とも同じ内容です。  
※上履き(スリッパ等)をご用意ください。  
※駐車場はありません。

### 地区市民検討会一般公募委員の募集について

住所整理に関する内容を地域の皆様と検討する、地区市民検討会を設立します。(裏面参照)

地区市民検討会は、2か月に一回程度、平日の夜に開催する予定です。一般公募委員は、7月頃に「広報いなぎ」及び「市ホームページ」にて募集します。



# 今後のスケジュール

令和元年 5月 30日,31日 及び6月1日 住民説明会 ※本日

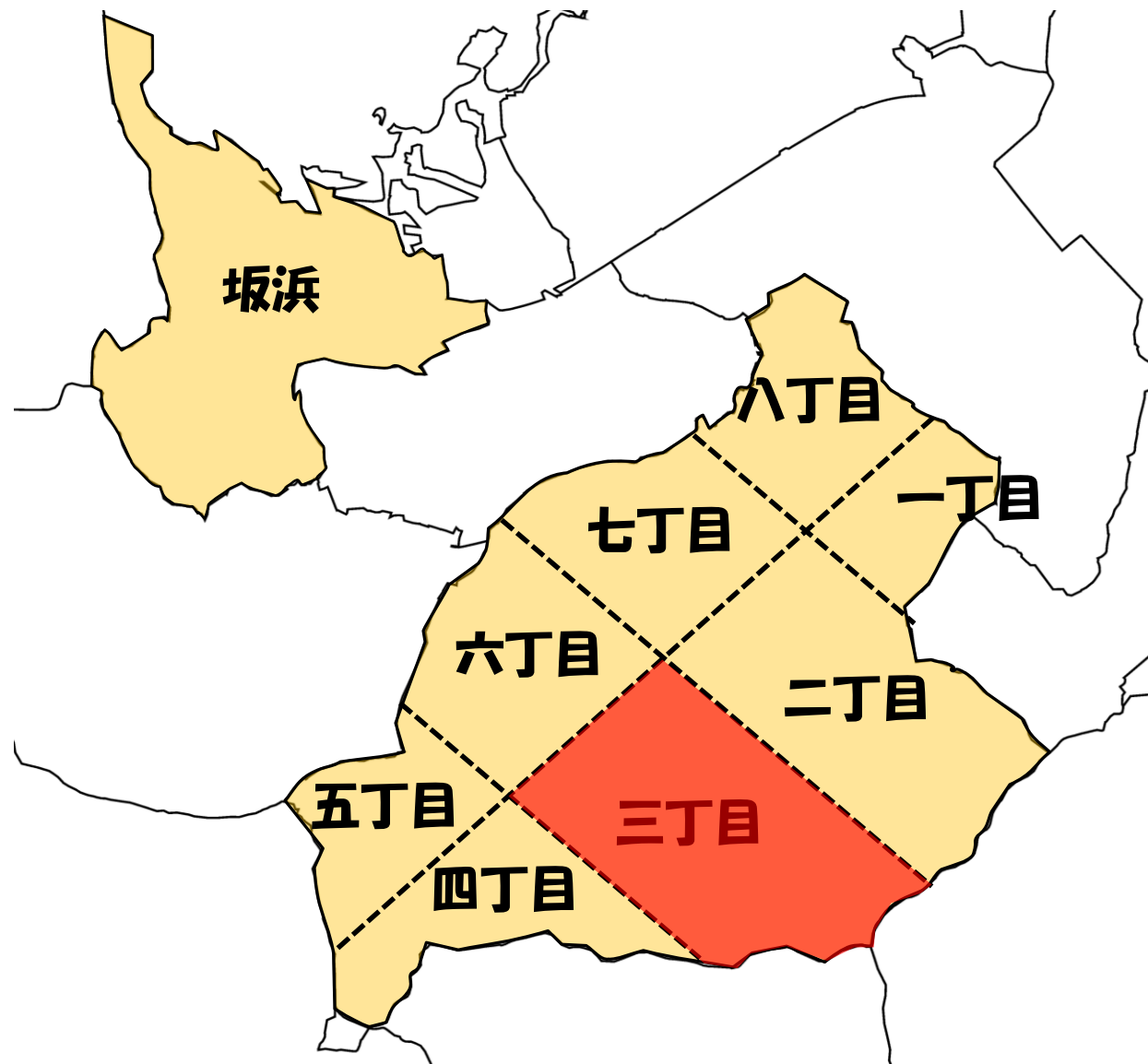
7月 地区市民検討会委員公募

9月 地区市民検討会開催

令和2年 地区市民検討会による最終案報告

住所整理実施（小田良土地区画整理事業の換地処分）

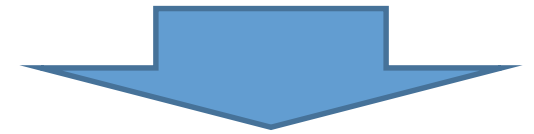
# 本日のまとめ



現在の坂浜地区を…

いくつかの区域に分割し…

町名をつける



そのためには…

- ・町の境をどこにするか？
  - ・地番整理と住居表示のどちらが適切か？
  - ・どこの区域が住所整理できるか？
- などについて  
「地区市民検討会」で検討します。

# 稲城市住所整理基本方針

## (1) 住所整理の対象区域

ゴルフ場、多摩サービス補助施設、クリーンセンター多摩川周辺及び住所整理済みの地区(平尾、向陽台、長峰、若葉台)を除いた市内全域を対象とします。

## (2) 町区域の設定

現行の大字を適切な規模に分割し、町区域を新たに設定します。

### ① 町名の設定

なるべく現行の大字の名称を踏襲し、原則として大字名に「〇丁目」を付けたものとします。

### ② 町界の設定

原則として、道路や河川等の恒久物を町界に設定します。ただし、地区市民の意向により、従来の町界を使用する場合があります。



### **(3) 住所整理の手法**

土地区画整理事業区域（完了地区を含む）では、事業の進捗を考慮し、「住居表示」又は「町界町名地番整理」の適切な手法で住所を整理します。これ以外の区域では、「住居表示」を原則とします。ただし、いずれの場合も実施地区の状況や、地区市民の意向を踏まえて、手法を決定します。

### **(4) 実施地区の決定方法**

土地区画整理事業その他の都市基盤整備の進捗状況や、地域からの実施要望を踏まえ実施候補地区を選定します。その地区で住所整理を実施する合意が形成された場合には、実施地区として、詳細の検討に入ります。合意が形成されない場合には、実施を見送ります。

### **(5) 実施地区での進め方**

実施地区では、地区市民と必要に応じて隣接地区の市民を含めて構成する、地区市民検討会を設立し、町区域の設定等の詳細について検討します。

### **(6) 住民や事業者等の協力**

住所整理は、市民生活はもとより地域活動や企業活動にも直接影響があるため、住民や事業者等の協力をお願いします。